

昌子の広場

第93報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



市町村議会議員短期研修会に参加
 オフス活動について
 槇尾川ダムをテレビが取り上げ

目次

・市町村議会議員短期研修会に参加	P1,4
・オンブズ活動について	P2,3
・槇尾川ダムをテレビが取り上げ、昌子の広場	P4

市町村議会議員短期研修に参加(「安全あんしんまちづくり条例」作りを演習)

滋賀県大津市にある研修所で「地方議員のための政策法務 ～政策実現のための条例提案に向けて～」の勉強を一泊二日の日程でしてきました。今回はいつもの座学だけの研修形態ではなく、講義を受けた後は「条例立案演習」を行いました。

研修は政策研究大学院大学教授 井川博教授と木村俊介教授のお二人から2こまの講義を聞き、その後グループに別れ実際の条例作りに取り掛かりました。

1グループ6人が座長、書記、発表者、質問者、司会を受け持ちます。私の入ったグループのメンバーは埼玉県所沢市、東京都江東区、愛知県岩倉市、和歌山県岩出市、福岡県香春町から参加されたみなさんです。以下に私たちの作った条例を示しますが、先生から「新しいテーマに取り組み、ネット犯罪というジャンルの前例として活用できる可能性がある」との講評を頂きました。又前文を置いたことも高く評価してくださいました。

JAIM市の安全安心をさらに推し進める条例

急激な社会情勢の変化に伴い、JAIM市の子どもや高齢者の安全安心を脅かす新たな問題が発生している。

特に、急激な情報化の進展は出会い系サイトなどのネット犯罪に子どもたちが巻き込まれたり、携帯電話所持によるトラブルも増加したりしている。更に長期的な不況は、詐欺や偽装など消費に関する犯罪が横行し、振り込め詐欺など高齢者への被害が後を絶たない。

又、治安に関してもボランティアパトロールなど地域の安全を自分たちで守る機運の高まりはあるものの、ボランティアの高齢化や若い世代の自治会・町内会活動への参加が少ない状況を鑑みると、既存のボランティア制度に頼るだけでは限界があり、将来的に先細りとなる懸念が増して

いる。

そこで、私たちは特に先に掲げた問題を解決するために、それぞれの立場で力を合わせて犯罪の防止に取り組むことを決意するとともに、既存の安全安心施策を更に効果的に展開するためにこの条例を定める。

第1章 総則を省略し

第2章 児童・生徒のネット犯罪防止

(用語の定義)

第7条 児童とは未就学の子ども及び小学生を言う。生徒とは中学生を言う。フィルタリングとは有害並びに有害と疑われるサイトにアクセスできないシステムを言う。

第8条 市並びに市民は、児童・生徒がインターネットや携帯電話サイトによる、犯罪被害に巻き込まれないために安全安心をさらに推し進める。

第9条 児童・生徒は有害サイト並びに有害と疑われるサイトにアクセスしてはならない。その為に、インターネットや携帯電話サイトを使用する場合に、フィルタリングをしたものを使用してはならない。

第10条 上記第9条を遂行するために、市内の携帯電話並びにコンピューター製造販売事業者、市民、市は連携して普及啓発活動を行い、インターネットや携帯電話サイトの健全使用に責任を負う。

以下18条までありますが省略します。



オンブズ和泉活動報告

和泉市の公金の適正使用を求めて、議会活動とオンブズ活動を両輪に活動しています。訴訟は弁護士に依頼せず本人訴訟で戦っていますが、現在 **8連敗中** ですが、これに懲りずに頑張っていきます。(は私も原告として訴訟に参加しています)

< 住民監査請求と住民訴訟案件 >

テーマ	内容	結果
互助会問題	ヤミ退職金の支給のために違法に支出した互助会への補給金の返還及び退会給付金制度廃止に伴う積立金を職員で山分けしたことが違法として訴えた訴訟	ヤミ退職金の違法性を認定 退会給付金制度廃止に伴う返還金で損害賠償は相殺(敗訴)
市長給与返還訴訟	前市長が逮捕・拘留期間中の給与を全額受領したのが違法として返還を求めた訴訟	市長の給与は市長の職に対し支給されるとして1審、2審とも敗訴
議員への市民の葬儀情報提供訴訟	議員が葬儀に参列するため市民の葬儀情報を提供することは、本来の議員活動と何ら関係のない行為への不当な支出で個人情報保護条例にも抵触する違法な事務であるとして訴えた訴訟	葬儀参列が選挙の為であることを否定できないとしたが、葬儀に参列して市民の要望を聞くことも議員の職務として棄却(敗訴)
弥生博物館横用地の先行取得訴訟	大阪府の依頼で土地開発公社が先行取得した土地を、大阪府が約束通り買上げないため、土地の値下がりや金利等で和泉市に多大の損失が発生しており、早期に大阪府に買上を求めた訴訟	大阪府との買上げ約束の事実は認定したが、相互の取り決めた書面の法的効果を否定し敗訴
監査委員の業務懈怠訴訟	住民監査請求の監査結果に他の自治体の監査結果をそのままコピーしたのは監査委員の責任と義務を放棄したもので、その間の報酬を受けるのは違法として訴えた訴訟	コピーの事実は認定したが、監査の業務は行っているとして棄却(敗訴)
大阪府の市町村振興補助金の支出差し止め訴訟	大阪府の和泉市に対する行財政の健全化を目的とする市町村振興補助金は、弥生博物館横用地の問題でその金利分を和泉市に補助するもので、補助金の目的に反して違法	和泉市が申請を取り下げたので、本訴訟を取り下げ(実質勝訴)
大阪府議会議員の費用弁償訴訟	府議会議員が法で認められていない会議の出席に対し費用弁償を受給するのは違法。更に費用弁償の金額も交通費を遙かに上回るもので、数分の会議に対しても支給されるのは市民感覚からしても認められない	法定外の会議も会議の実質を有し、費用弁償の支給は合法、金額も日当・タクシー利用を考慮すると妥当(敗訴) 府は制度を廃止(高裁へ控訴)
イチゴハウスへの補助金返還訴訟	建築確認を受けていない違法建築物に対する補助金の返還を求める訴訟。イチゴハウスは建築物で農地転換が必要であるにも拘わらずそれを怠っている	建築基準法に反する事項は是正予定であり、農地転換が必要な状況にはないとして棄却(敗訴)
非常勤職員への期末手当の支給	非常勤職員には報酬と交通費などの費用弁償しか支給できないにも拘わらず、期末手当を支給	住民訴訟提訴 市は条例を改正 係争中
違法な弁済充当	互助会訴訟で、認定された損害賠償に対し、これと無関係な退会給付金制度廃止に伴う返還金でこの債権を弁済することに市長が合意した。違法な合意で市に損害を与えた。	住民訴訟提訴 係争中
会館補助金の違法な支出	町会館の整備に関する補助金を、ダンジリ小屋に不正に転用。補助金の返還を求める	住民訴訟提訴 係争中
会派代表者会議録の非公開異議申し立て	会派の代表者会議の会議録の公開を求めたところ、非公開処分としたので、処分の取消を求めて異議申し立て	情報公開審査会で公開すべきとの答申 議会は会議録の作成を取りやめ



オンブズ活動と住民監査請求(住民訴訟)

オンブズ活動の目的は、主として公金の支出に関する行政の違法・不当な行為を是正し、住民主体の行政を実現することです。情報公開を武器に議員や行政職員の汚職・不当な裁量や職務上の義務違反を監視し、住民監査請求、住民訴訟などを通して、住民主体の行政を実現させる活動です。

どうして負け続けても訴訟を行うの？

住民訴訟の勝訴率は一般に10%程度とされています。如何に行政(体制)の違法を質すことが難しいかを表す数字です。しかし訴訟で負ければこの活動が無意味なのでしょうか。決してそうではありません。例えば互助会の訴訟について言いますと互助会の訴訟は職員の元気回復と称して、退職する職員に正規の退職金以外に多い人では100万円近くものヤミ退職金(退会給付金と称して)を支給していました。この原資を職員の掛金だけで賄えば何ら問題は無かったのですが、この原資に市民の皆様の税金が使われていたのです。それも職員の掛金の2倍近くにもものぼっていました。退職する職員に元気回復もあったものではありません。このような違法な支出が明らかになり、私たち有志議員で「公金の投入を見直す会」を結成し互助会の廃止を求めるとともに、公金の違法支出に対し多くの自治体で一斉に住民監査請求と住民訴訟を起こしました。互助会は最早このヤミ退職金制度の維持は困難と判断して、この制度を廃止しました。続いて今年の3月末をもって互助会そのものも廃止しました。公金投入の見直しを求める議員の会の要求がここに実現できたのです。今回の訴訟では形式的には敗訴ですが、このような実質的成果が得られました。このように住民監査請求と住民訴訟は勝訴・敗訴の結果だけでなく、その過程を通じて、行政の違法性を正す効果が期待できるのです。そのため何度敗訴になっても訴訟を続けていけるのです。もう一つの例をあげてみますと、現在係争中の非常勤職員の期末手当の違法支出の裁判です。社会的立場の弱い非常勤職員に対する訴訟は弱いものいじめと非難もされました。しかしこの住民監査請求の結果非常勤職員の報酬条例が制定され、手当を含んで新しい報酬が条例で定められましたので、違法な受給であるとの問題は回避できました。このようにオンブズ活動は、市の公金の支出にあたってそれが法に適合して適切になされているかが常にチェックされるという緊張感が醸成され、ひいては貴重な市民の皆様の税金が正しく使われる効果が期待できるのです。そのため何度負け続けても又挑戦を続けることとなります。

オンブズ活動に重大な問題が

オンブズ活動(住民訴訟)で今二つの大きな問題が起こっています。

議会の債権放棄

住民訴訟で原告(オンブズ側)が勝訴したときは通常市が訴訟の相手方に何らかの請求権(例えば損害賠償請求権等)を得ることが多いのですが、その権利を議会が放棄する決議がなされています。近隣では神戸市、茨木市、大東市で債権放棄の決議がなされています。通常債権放棄は債権回収の努力をしたにもかかわらず、回収が出来ずその見込が無いときに執行機関(市長等)が議会の承認を得て行うものですが、一連の債権放棄は何ら回収の努力もせず、住民訴訟が継続中にもかかわらずなされたもので極めて不当なものです。このような債権放棄を議決する理由は、議会と市長らの馴れ合いの結果です。住民訴訟で認められた債権回収の相手方は市長であることが多く、議会と市長が結託して市長の債務を帳消しにするため行われるもので、前の3件もそのケースです。裁判所はこの議決を有効と判断する例が多くありますので、このような事が行われると住民訴訟の意味が無くなります。少なくとも住民訴訟が継続中はこのような議決は無効であると規制する必要があると思います。

条例の遡及適用

条例などの法律は、施行されて初めて効果を発揮し、それまでの事件には適用されないのが普通です。ところが住民訴訟で、条例の不備で原告が勝訴したときに、条例を新たに制定し、それを遡って適用して合法化し、敗訴を免れる事件が多くあります。条例の遡及適用は職員の給与の改定(増額)を12月に条例改正し、それを4月に遡って適用し、その差額を新たに支給するような例は一般的に見られることです。しかし遡及適用はあくまで例外的なもので、それを行う合理的で且つ公益に叶う必然性があって初めて認められるものです。ところが住民訴訟で遡及適用するのは、単なる訴訟対策でなされるだけで、何ら合理的・公益的でもありません。かえって裁判で住民勝訴の結果得られたであろう市の債権が消失する事につながり、市にとって何らの利益もありません。議会が条例の改正時に適切なチェック機能を果たさない結果このような不当な遡及適用が行われるのです。

**榎尾川ダムのテレビ放映と
ダム本体の仮契約締結について**

読売テレビが榎尾川ダムを取り上げました。切り口は大阪府の再評価委員会のあり方についてです。公共事業の妥当性を検証し、無駄な事業をなくそうと取り組まれている再評価ですが、大阪府の場合制度発足以来350事業を再評価しましたが中止になった事業は0だそうです。再評価委員会に要する年間予算は約100万円ですが、再評価委員会のお墨付きがあれば、本来チェック機能を働かすべき議会もスムーズに通過する傾向があると報じていました。榎尾川ダムの事例では861万円もかかった報告書が再評価委員会の資料として採用されていなかったことが判明しました。この資料では100年に一回の雨が降ったとき、ダムがあれば浸水する家屋は20798戸、ダムがなければ浸水する家屋は21091戸でその差はわずかに293戸です。この大切な資料が委員会に提示されず、ダムの審議が進められていました。



都市デザイン部長名で「榎尾川ダム(本体)建設工事の仮契約締結について」という報告がありました。

請負業者は「竹中土木・壺山・志真特定共同企業体」で請負金額は消費税を含む31億1010万円です。大阪府の入札結果情報によると応札業者は6社。落札業者以外は全て31億6800万円の入札金額になっていたのは偶然でしょうか。

いずれにしてもまだ仮契約です。ダムによらない治水の方法があれば教えて欲しいと知事は発言されていました。今年の再評価委員会に力を入れたいと思っています。

昌子の日記

- 5/1 EM 講座ボランティア
- 5/3 私たちの憲法キャラバン (13回目)
- 5/8 榎尾川調査

- 5/10 万葉バスツアー (飛鳥へ)
- 5/11 和泉中央駅会報配布、性感染症講演会、ダム定例会
- 5/12 和泉中央駅会報配布、多重債務シンポジウム
- 5/13 大阪地裁 (ダンジリ住民訴訟)
- 5/14 和泉中央駅会報配布
- 5/15 信太山駅会報配布
- 5/16 かがやけ石尾っ子の会総会
- 5/18 和泉中央駅会報配布
- 5/19 和泉府中駅会報配布
- 5/20 北信太駅会報配布
- 5/21 和泉府中駅会報配布
- 5/22 光明池駅会報配布
- 5/28 臨時議会、榎尾川ダム調査

市民の声から

会報のポスティング中にお会いした方から、「和泉市の災害に対する取り組みが伝わってこない。今回の新型インフルエンザへの対応も市からの発信がない。又備蓄品がどれだけあるのかもわからない」とのご意見を頂きました。早速市の危機管理室に問い合わせたところ、下記のコメントがありました。

「確かに今まで備蓄品については広報してこなかったが早急に広報を検討する。又保管場所は耐震化をクリアしていなければならないので、北部地域が手薄であることは認識している。今年信太中学校の耐震化工事が完了するので考慮したい」とのことでした。

そしてHPに当日備蓄品が掲載されました。

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626
事務所 TEL 0725-53-4451
(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
- ・会費 1,000円(3か月分) 14-16時
- ・73回 6/13(土) 好きな万葉の歌(全国万葉協会)ヒットチャート13首
- ・74回 7/11(土) 万葉の旅(2)
遠の朝廷太宰府と周辺故地
- ・75回 9/12(土) 歌でたどる青丹よし奈良の都
(平城遷都 1300年祭の予備知識)

<途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます>

ちぎり絵

- ・講師 西原志満子さん・材料費実費 参加費無料
- ・7月8日(水)13時~16時

パソコン講座(参加費無料)

- ・第2、第4週の火曜、木曜
- いずれも10時~12時と14時~16時

市政相談会

- ・第2、4水曜日 20:00~21:30